平成２３年（フ）第２３８号
横浜市泉区和泉町1506番地１　シティハイム エヴァグリーンＡ201
債務者　木下　振司
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１号
横浜市旭区小高町167番地１
債務者　山根　恵美（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７４号
横浜市旭区市沢町651番地
債務者　橋本　憲男
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８１号
横浜市西区楠町11番地５　ウィング横浜101号
債務者　酒本　行夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８３号
横浜市鶴見区寺谷１丁目８番24号　井上方
債務者　澁谷　幸江
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目23番地５　メゾンＫⅡ102号
債務者　町田　京子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８５号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目32番地13　サンハイム南台205
債務者　内田　秀治
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８６号
横浜市港北区綱島西３丁目14番３号　メゾンドデュエムＩＤ
債務者　高野　明子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７号
熊本県天草市牛深町1567番地25
債務者　森　　都
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時45分　熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第７４４号
静岡県袋井市浅岡175番地の１
債務者　村松真理子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
静岡県浜松市西区篠原町22438番地の２
債務者　遠藤由美子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
静岡県浜松市中区神田町220番地　エマージュシゲ201号、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町357番地の11　浜松ダイカンプラザスポーツメント1203
債務者　遠山　二郎
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
静岡県浜松市南区本郷町1326番地の14　シティハイム本郷202
債務者　高橋　　功
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目43番29号　ハイムタカオカ203、前住所静岡県浜松市中区小豆餅１丁目８番27号
債務者　山田　義男
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
栃木県小山市大字平和213番地　ジュキハイツ202号
債務者　早瀬　由香
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後３時　宇都宮地方裁判所栃木支部